相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市宮本六丁目五七二番地、最後の住所千葉県船橋市宮本六丁目二九番一号
被相続人　亡　飯生　定子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日
事務所千葉県市川市南八幡四丁目五番二〇号エムワイビル五Aアライズ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和郡山市井戸野町五一三番地、最後の住所東京都清瀬市竹丘三丁目四番二五号山崎病院内　被相続人　亡　奥田　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日
東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階多摩八王子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市晴見町一丁目一三番地の五、最後の住所東京都多摩市連光寺六丁目二九番地の八　被相続人　亡　白井　道江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日
事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都多摩市馬引沢一丁目一八番地一一、最後の住所東京都多摩市馬引沢二丁目一七番地の八シャトルブラウンB三〇六
被相続人　亡　田中由紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市ふじみ野一丁目六〇一七番地四、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市円蔵二丁目一〇番一〇―B―二〇二号三友ハイツ
被相続人　亡　岡田　元公

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日
横浜市中区南仲通三丁目三五番地横浜エクセレントⅢ四階A二
相続財産管理人　弁護士　櫻井みぎわ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国二〇五番地一〇、最後の住所新潟県南魚沼市六日町七一二番地四特別養護老人ホームみなみ園
被相続人　亡　松浦　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日
事務所新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立三二二番地二　相続財産管理人　**劔持**　崇紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市東区芳野一丁目一〇三番地、最後の住所名古屋市千種区千代田橋一丁目一番一三―一〇一九号（榎木荘）
被相続人　亡　伊藤トミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日
事務所名古屋市東区徳川町五一六番地福岡宗也法律事務所
相続財産管理人　弁護士　庄司　俊哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区谷町六丁目二六番地、最後の住所大阪市東住吉区湯里二丁目七番二号ハイツAC二〇四号
被相続人　亡　酒井　健次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日
大阪市平野区西脇三丁目二番四号
相続財産管理人　司法書士　坂本　洋二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市城東区鴫野東三丁目四六番地一、最後の住所大阪市城東区天王田四番二九―二〇六号　被相続人　亡　瀧本　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日
大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階
相続財産管理人　弁護士　関根　良平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉佐野市長滝一七四六番地、最後の住所大阪府泉佐野市長滝一七四六番地
被相続人　亡　北浦キリ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日
大阪府岸和田市野田町一丁目一四番一〇号泉州法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　和正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住之江区東加賀屋一丁目一一番、最後の住所大阪市住之江区粉浜三丁目四番二四―九〇一号
被相続人　亡　寺家　弘泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日
大阪市中央区道修町二丁目一番一〇号T・M・B道修町ビル七階
相続財産管理人　弁護士　橋森　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区清水四丁目一八八番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区杭全二丁目七番六号　若葉荘
被相続人　亡　坂本　孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十六日
大阪市北区曽根崎二丁目六番六号コウヅキキャピタルウエスト一二階
相続財産管理人　弁護士　和氣　良浩

第８期決算公告　平成28年４月26日

東京都港区六本木一丁目９番９号
六本木ファーストビル
ＡＡＥ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役
ジョナサン・シンクレア・ニール

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	377,449
	固定資産	481
	合計	377,931
負債及び純資産の部	流動負債	312,747
	（賞与引当金）	(29,871)
	（有給休暇引当金）	(69)
	株主資本	65,184
	資本金	30,010
	利益剰余金	35,174
	その他利益剰余金	35,174
	（うち当期純利益）	(21,266)
	合計	377,931